警 察 庁 長 官 楠 芳 伸 様

一般社団法人全国銀行協会一般社団法人全国地方銀行協会一般社団法人第二地方銀行協会一般社団法人第二地方銀行協会一般社団法人全国信用金庫協会一般社団法人全国信用組合中央協会一般社団法人全国労働金庫協会農林中央金庫

交通反則金の電子納付の推進等について(要望)

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを 行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、国民生活の 利便性向上をはかる観点からも社会・経済システムの再構築を見据え、引き続き、 不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、交通反則金の電子納付の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 交通反則金の電子納付の推進【7回】1

交通反則金の納付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 (2023年6月9日閣議決定) において、「全都道府県警察への導入に向けた調整等を行い、交通反則金の納付方法の多様化に必要な措置を実施する。」とされた。秋田県および島根県では、インターネットバンキングや ATM からの交通 反則金専用口座への振込等による納付について試行されているが、その後これまでに他都道府県への広がりはみられず、2県を除いて従来どおりの取扱いが

^{1 【○}回】は令和元年以降の要望回数を示す。これ以降の記載も同様。

続けられているものと承知している。警察庁「令和6年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」によれば、令和6年中における道路交通法違反の告知・送致件数は4,204,155件であるところ、その大部分が、納付書により金融機関窓口で納付されていると思われる。また、2026年4月1日からは、自転車の交通違反に対して反則金の納付を通告する取り締まりが行われることから、今後、納付件数が増加することも考えられる。

ここで、金融機関における交通反則金の収納事務としては、受付後、都道府 県毎の納付書の仕分けや手計算等を行ったうえ、各警察署等に回付している。 依然として存在する手書きの納付書については、異例対応として処理に時間を 要している。これにより、繁忙時には、他の取引で来訪した顧客の待ち時間が 長くなる等の影響が生じている。

この点、2024 年4月以降は一部都道府県警においては、放置駐車違反金のスマートフォン決済アプリでの納付が可能となる等進展も見られることから、貴庁におかれては、引き続き、国民の利便性向上や警察署・金融機関の事務効率化を図るべく、振込納付に留まらず、幅広いキャッシュレス納付手段の一刻も早い実現に向けて、力強く推進いただきたい。

2. 遺失現金の遺失者への支払等に関する小切手の廃止・削減【2回】

遺失現金については、警察署によっては、当該警察署で保管できる上限額以上の拾得金を当座預金に預託して管理し、当該拾得金を遺失者等に支払う際には、当該当座預金からの支払いに小切手を利用する場合があると仄聞している。政府においては、2021年6月に公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後(2026年)の約東手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、銀行界としても小切手の全面的な電子化(インターネットバンキングを利用した振込等への移行)を進めている。2027年度初には電子交換所における手形・小切手の交換業務を廃止することになったことから喫緊の課題であり、貴庁におかれては各都道府県警察に対し、遺失者等への拾得金の支払を含め、現在、小切手による支払が行われている業務については、振込など小切手以外の支払手段への移行を速やかに検討・実施するよう、引き続き周知・支援いただきたい。

また、遺失者への拾得金の支払に関しては、小切手の廃止に至るまでの取組として、各警察署で保管できる拾得金の上限額を引き上げることにより、小切手による支払を削減した事例があると仄聞している。貴庁におかれては、こうした各都道府県警・警察署における小切手削減・廃止に向けた好事例を収集し、各都道府県警に周知すること等についても、引き続きご協力いただきたい。

以 上